

車両利用規定

1. 目的

本規定は、自家用車（以下「車両」という）を使用する山行における安全運転、車両故障防止と共に、事故発生時の措置を円滑に遂行し、並びに運転経費、運転謝礼等の扱いを定め、会員の意志統一を図ることを目的とする。

2. 対象

つくばハイキングクラブが行う山行企画に本規定を適用する。

3. 使用車両

使用する車両は、次の項目を満たしていなければならない。

車両は法定による点検を正しく行い、日常の管理及び山行に使用する際は十分な点検・整備を行う。

車両は必ず任意保険（対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害）に加入していることを条件とし、その保険は所有者名義であり、家族限定は不可とする。

気象、地形、その他のトラブルに対処できる付属装備を搭載する。（例えば、スペアタイヤ、タイヤチェーン、ロープ、修理工具等）

4. 運転

車両の運転に際しては次の項目を厳守する。

道路交通法を守り、安全運転、防御運転に留意する。

疲労等により安全運転ができない場合は、直ちに運転を中止し、休憩をとる。

運転交代要員を可能な限り確保する。

同乗者のうち1名は助手役をする。

飲酒運転は厳禁とする。

5. 車両使用に関する費用

使用車両にかかる費用は原則として次の各項により算出し、負担する。

燃料費、有料道路料、駐車料、車出し・運転謝礼等は全乗車員で負担する。

車出し・運転謝礼の算出方法は、車出し謝礼 10 円 / km、運転謝礼 10 円 / kmとする。

運転謝礼はその車の運転者数で按分する。

ただし、当事者の話し合いで決める場合はその限りでない。
使用車両が複数の場合は、 に準じ合算額を全員で均等に負担する。

6 . トラブル発生時の措置

トラブルが発生した時の費用は次のように定める。

スピード・一時停止・信号無視違反については運転者の負担とする。

駐車違反については同乗者全員の負担とする。

事故時の費用については、保険で処理させるが、その範囲外については「事故プール金」の定めによる。

トラブルの処理に当たっては、事故後わだかまりが残らないように、充分話し合いの上で措置する。

会長、副会長、企画委員長に連絡をする。

7 . 規定外の措置

本規定にない事項及び規定において措置が不可能な場合は、運営委員会と当事者により検討委員会を開催して措置するものとする。

8 . 規定の改廃

本規定の改廃は総会で決める。

2008年4月制定

2010年4月改訂